

国民経済計算体系的整備部会の審議状況について  
(基本計画のうちSNA関連課題の実施状況等) (報告)

～ 第 12 回国民経済計算体系的整備部会資料 ～

平成 30 年 10 月 25 日



## 第12回 国民経済計算体系的整備部会 議事次第

日 時 平成30年10月22日(月) 9:30~12:00

場 所 総務省第二庁舎 6階 特別会議室

### 議 事

- (1) 生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況について  
(家計の可処分所得及び貯蓄の試算結果等)
- (2) 「毎月勤労統計」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応について
- (3) SUT及びQEタスクフォース会合における審議状況報告
- (4) その他

### 配布資料

- 資料1 生産面及び分配面の四半期別 GDP 速報等の検討状況について(家計の可処分所得及び貯蓄の試算結果等)
- 資料2-1 雇用者報酬について
- 資料2-2 「毎月勤労統計」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応について
- 資料2-3 「毎月勤労統計」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応について(説明資料)
- 資料3-1 第10回SUTタスクフォース会合の概要
- 資料3-2 第2回QEタスクフォース会合の概要
- 資料3-3 第2回QEタスクフォースで積み残しとなった論点
- 資料4-1 年次推計の改定要因に係る検証 ~検証の経緯と方針~
- 資料4-2 第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況分析の進捗について
- 資料4-3 経済産業省生産動態統計と工業統計の概念差について
- 資料4-4 食料品関係品目及び鋼船に係る検証

参考 1 第 10 回 S U T タスクフォース会合資料

参考 2 第 2 回 Q E タスクフォース会合資料

# 生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の 検討状況について

(家計の可処分所得及び貯蓄の試算結果等)

平成30年10月22日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

## I. 検討状況

(※前回部会(7月12日)で提示した内容)

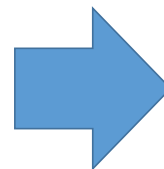
# 検討状況：家計の可処分所得及び貯蓄

## ＜推計方法＞

- 項目により、利用可能な各種基礎統計を踏まえ、異なる手法を使用
- ① QE系列の活用（雇用者報酬、家計最終消費支出）
- ② 月次・四半期基礎資料の活用（営業余剰・混合所得、国税・社会保障給付等）
- ③ 年次基礎資料の活用（地方税）
- ④ トレンド推計（財産所得）

## ＜平成29年度以降の取組状況＞

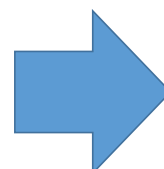
1. 平成23年基準での推計手法の開発  
新概念対応を実施し、精度検証中
2. 制度変更要因の適切な反映



今回報告

## ＜今後の検討課題＞

1. 推計精度向上の取組の継続
2. 表章（公表形式）のあり方  
家計の購買力を示す指標として可処分所得の  
実質化を検討、など



今回報告

2

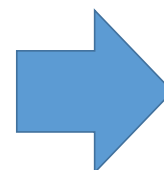
# 検討状況：分配面GDP

## ＜推計方法＞

- 項目により、利用可能な各種基礎資料（行政記録情報を含む）を踏まえ、異なる手法を使用
- ① QE系列の活用（雇用者報酬）
- ② 四半期基礎資料の活用（営業余剰・混合所得、国税・社会保障給付等）  
⇒家計可処分所得推計も活用
- ③ 年次基礎資料の活用（地方税）
- ④ トレンド推計（固定資本減耗等）

## ＜平成29年度以降の取組状況＞

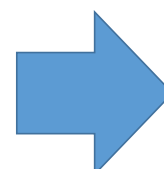
1. 平成23年基準での推計手法の開発  
新概念対応を実施し、精度検証中
2. 営業余剰・混合所得の基礎統計・手法の改善  
「法人企業統計」の継続標本を用いた推計方法  
の妥当性について検討中



年明けに  
報告

## ＜今後の検討課題＞

1. 推計精度向上の取組を継続
2. 不突合の取扱いに関する考え方の整理



年明けに  
に整理

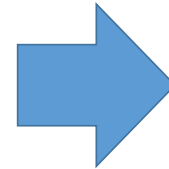
6 3

## <推計方法>

- 市場生産者分は諸外国でも一般的なシングル・インディケータ法を使用（非市場生産者分はQE推計値を利用）
- ① QE推計で得られる財貨・サービス別名目産出額と直近年の経済活動別財貨・サービス産出表（V表）から経済活動別名目産出額を推計
- ② デフレーターから経済活動別実質産出額を推計
- ③ 実質産出額の動きから実質付加価値を推計

## <平成29年度以降の取組状況>

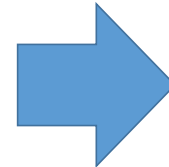
1. 平成23年基準での推計手法の開発  
分類、新概念対応を実施し、精度検証中
2. 季節調整手法の開発  
経済活動別に季節調整を適用



年明けに  
報告

## <今後の検討課題>

1. 推計精度向上の取組を継続
2. 不突合の取扱いに関する考え方の整理



年明けに  
に整理

## Ⅱ．家計の可処分所得及び貯蓄の試算結果等

# 1. 家計可処分所得、家計貯蓄率の推計概要

$$\text{①家計可処分所得} = \text{雇用者報酬(受取)} + \text{営業余剰・混合所得} \\ + \text{財産所得(受取)} - \text{財産所得(支払)} \\ + \text{現物社会移転以外の社会給付(受取)} - \text{純社会負担(支払)} \\ - \text{所得・富等に課される経常税(支払)} \\ + \text{その他の経常移転(受取)} - \text{その他の経常移転(支払)}$$

$$\text{②家計貯蓄率} = 1 - \text{家計最終消費支出} / (\text{家計可処分所得} + \text{年金受給権の変動調整})$$

○「2008SNA」の変更(企業年金に係る年金受給権の取扱い変更、財産所得の扱いの変更等)を踏まえた平成23年基準に対応した推計方法に変更。

○具体的な推計は項目によって異なるが、以下のいずれかの方法により、**年次推計の四半期分割値(確報値)**をもとに計数を推計。

- ・既にQEで推計されている系列を活用(例:雇用者報酬)
- ・適切な四半期補助系列を用いて延長推計(例:営業余剰・混合所得)
- ・適切な年次補助系列を用いて延長推計(例:所得富税のうち地方税)
- ・その他、四半期別の情報が乏しい項目等については、トレンド推計(前期または前年同期と同値とする場合を含む)等の手法で推計(例:財産所得)

○季節調整は、家計可処分所得における上記各項目の名目値及び「年金受給権の変動調整」で実施。「雇用者報酬」、「家計最終消費支出」はQEの季節調整値。

6

# 2. 家計可処分所得、家計貯蓄率の主な推計方法

- 「雇用者報酬」はQEの値をそのまま使用。
- 家計(持ち家)の「営業余剰」についてはQEにおける「持ち家の帰属家賃」、個人その他企業の「混合所得」については個人企業の一事業所あたりの営業利益に自営業主数を乗じた推計値、をそれぞれ補助系列として延長推計。
- 「財産所得」について、受取利子以外は直近年次推計の前年同期値の横置き、もしくはトレンド推計。受取利子については、QEにおけるFISIM推計の過程で得られるデータから算出した補助系列により延長推計。

項目	内訳	推計方法
雇用者報酬	-	QEにおける「雇用者報酬」をそのまま使用
営業余剰	家計(持ち家)	QEにおける「持ち家の帰属家賃」を補助系列として、直近年次推計から前期比延長
混合所得	農林水産	直近年次推計の前年同期値を横置き
	個人その他	「産業別一事業所あたり営業利益」(個人企業経済調査)に「産業別自営業主数」(労働力調査)を乗じた推計値を補助系列として、直近年次推計から前期比延長
財産所得	利子受取	QEにおけるFISIM推計の過程で得られるデータ(利率、残高)を用いて直近年次推計から前年同期比延長
	利子支払	直近年次推計の前年同期値の横置き、またはトレンド推計(細かい内訳ごとに推計)
	配当	直近年次推計の前年同期値の横置き
	その他(投資所得、賃貸料)	直近年次推計の前年同期値の横置き、またはトレンド推計(細かい内訳ごとに推計)



## 2. 家計可処分所得、家計貯蓄率の主な推計方法

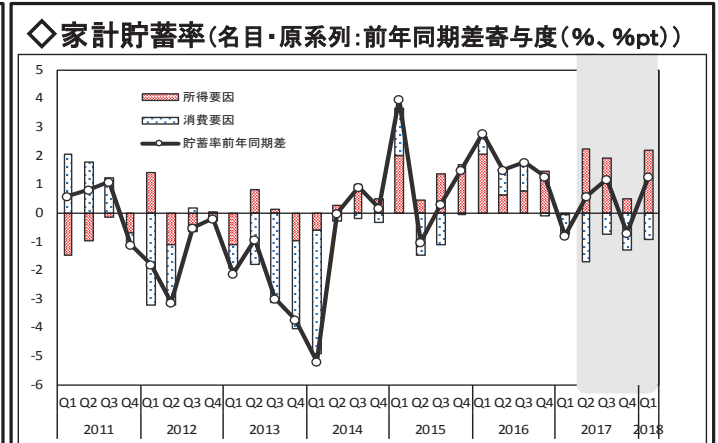
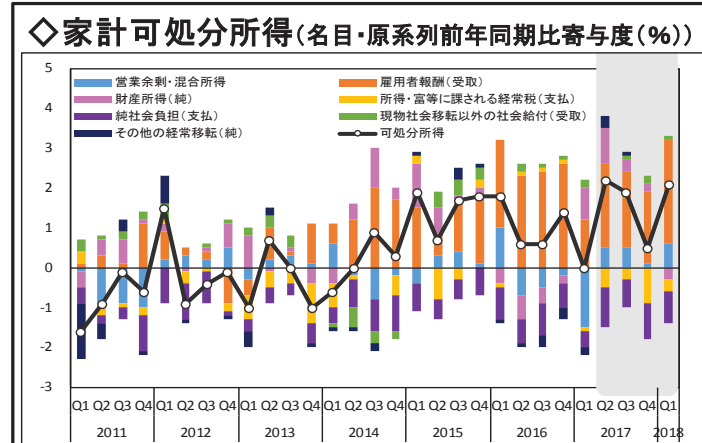
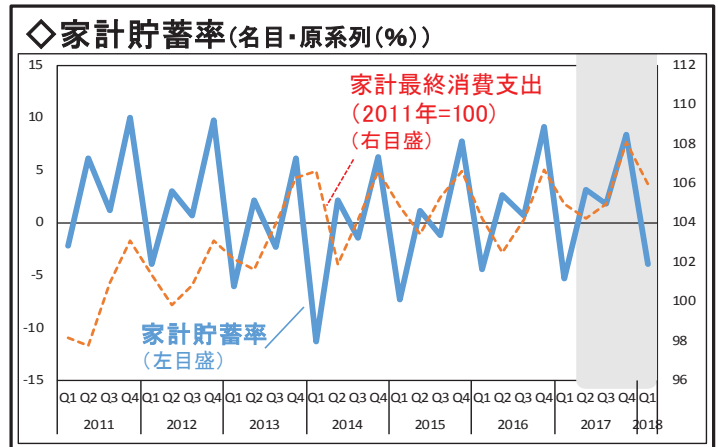
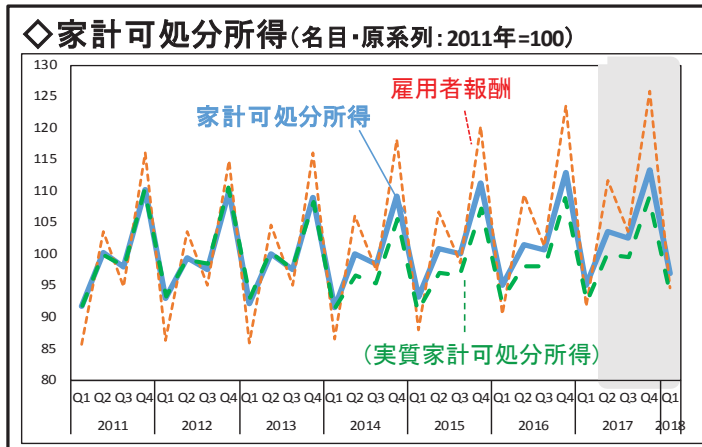
- 「所得・富税」については、国税分は財務省資料等、地方税分は「地方財政計画」を用いて推計。
- 「その他の経常移転」については、家計消費状況調査(総務省)、国際収支統計(財務省・日本銀行)などを用いて推計。
- 「社会給付」については、月次資料や予算書、QE値などを用いて推計。

項目	内訳	推計方法
所得・富等に課される経常税	国税	租税及び印紙収入、収入額調(財務省、月次)の所得税収等を用いて推計
	地方税	「地方財政計画」(総務省)で前年度比延長
純社会負担	-	QEの推計過程で得られるデータなどを用いて推計
現物社会移転以外の社会給付	現金による社会保障給付	厚生年金給付額及び国民年金給付額については、厚生年金保険・国民年金事業状況(事業月報)の年金総額(裁定額)により前年同期比延長。国共済は予算書(厚生年金給付費)の情報により延長。地方共済、私学共済は前年同期横置き
	その他の社会保険年金給付	直近年次推計の「年金基金による社会給付(退職一時金(民間・発生主義分)除く)」の前年同期値にQE値(退職一時金(民間・発生主義分))を加算
	その他の社会保険非年金給付	QEにおける「雇主の帰属非年金負担」をそのまま使用
	社会扶助給付	「被保護者調査」(厚生労働省)における生活保護被保護実員数で前年同期比延長
その他の経常移転	-	「家計消費状況調査」(総務省)、「国際収支統計」(財務省・日本銀行)などを用いて推計
年金受給権の変動調整	-	QEの推計過程で得られるデータなどを用いて推計

(注)生活保護制度における保護基準の見直しなどの影響については、「予算書」等から制度変更の概要や予算規模などを把握し、反映。

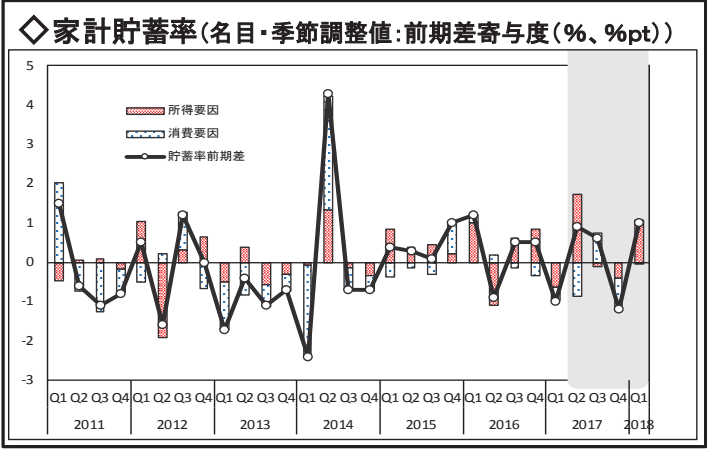
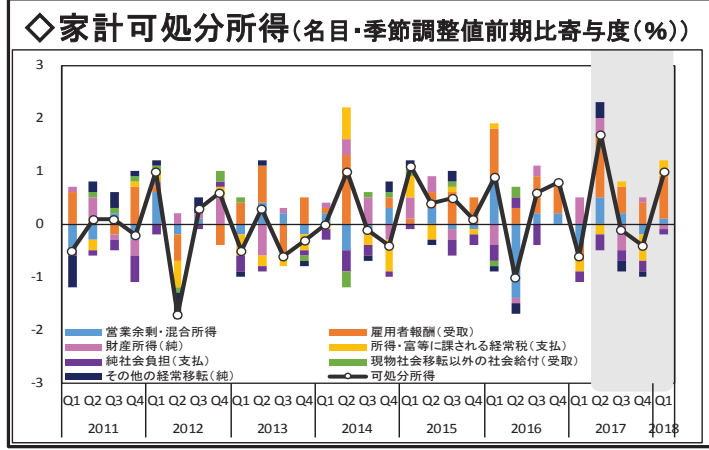
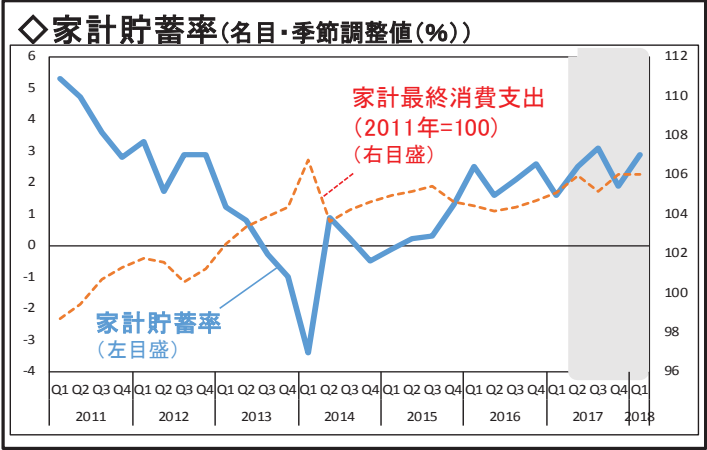
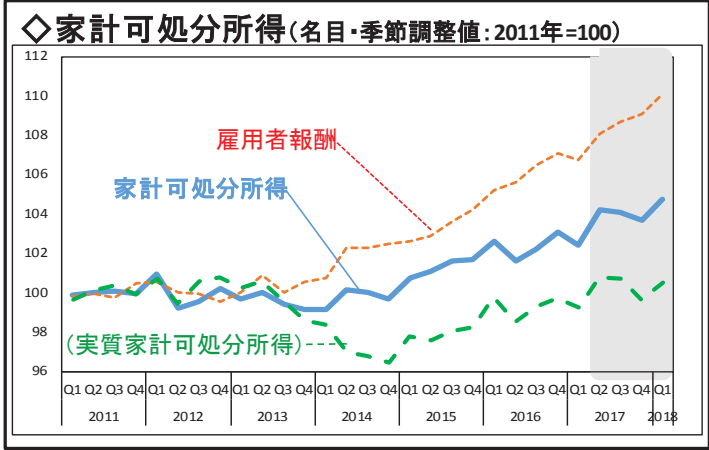
8

## 3. 平成23年基準における試算値(原系列)



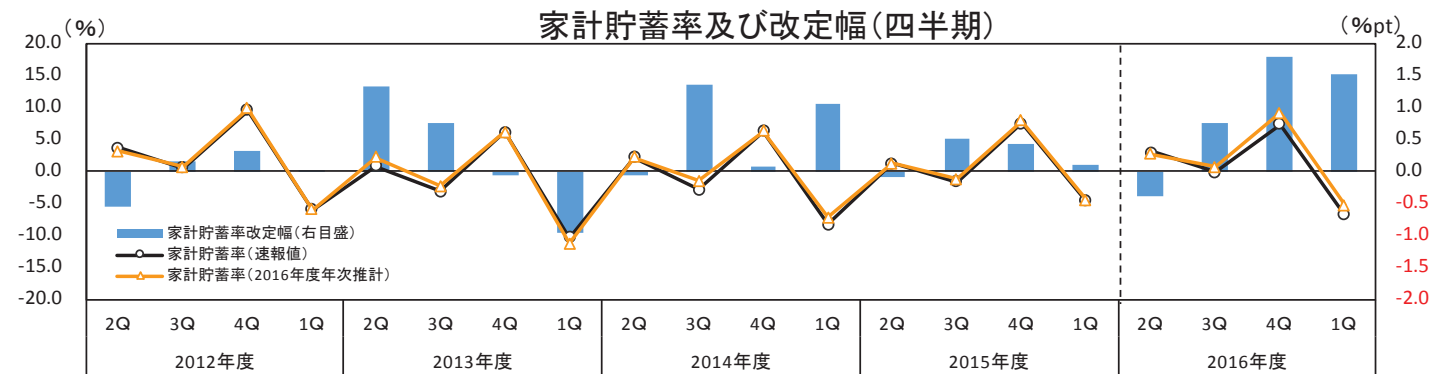
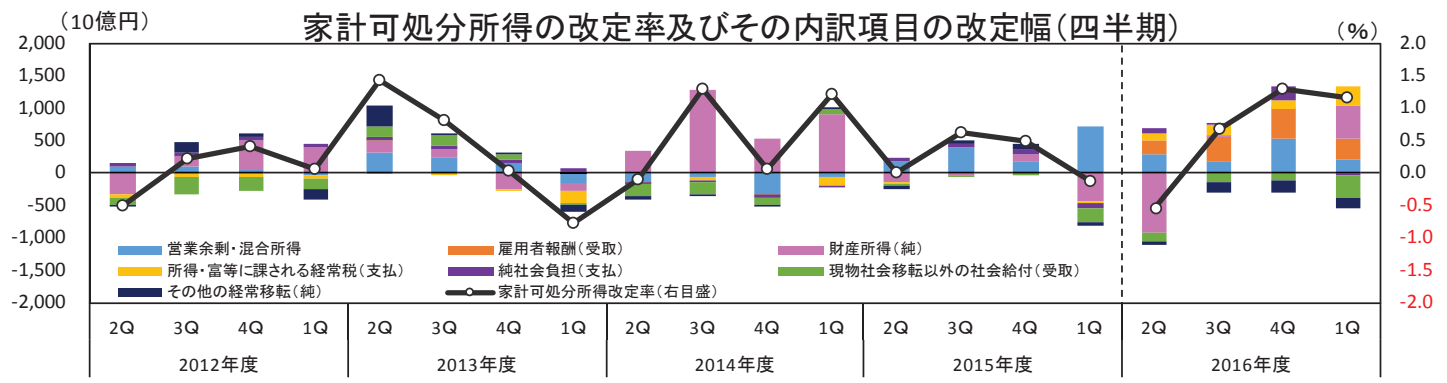
(備考)各試算値は、2018年1-3月期時点で、2016年確報値をベンチマークに延長推計を行った暫定値。2017年4-6月期以降は速報値。支出側や雇用者報酬の系列は2018年1-3月期2次QE時点の公表数値。実質可処分所得は、名目値を家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃及びFISIM)デフレーターで除して算出した参考値。

# 3. 平成23年基準における試算値(季節調整系列)



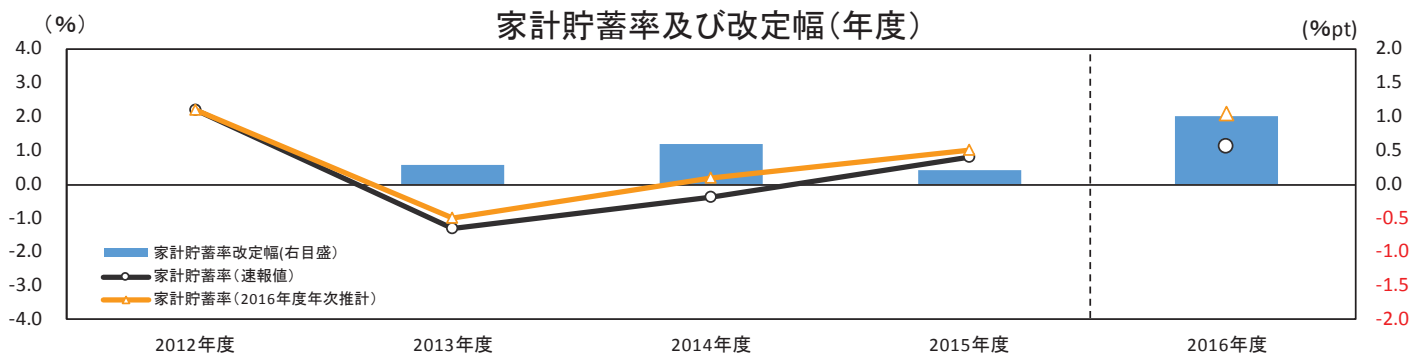
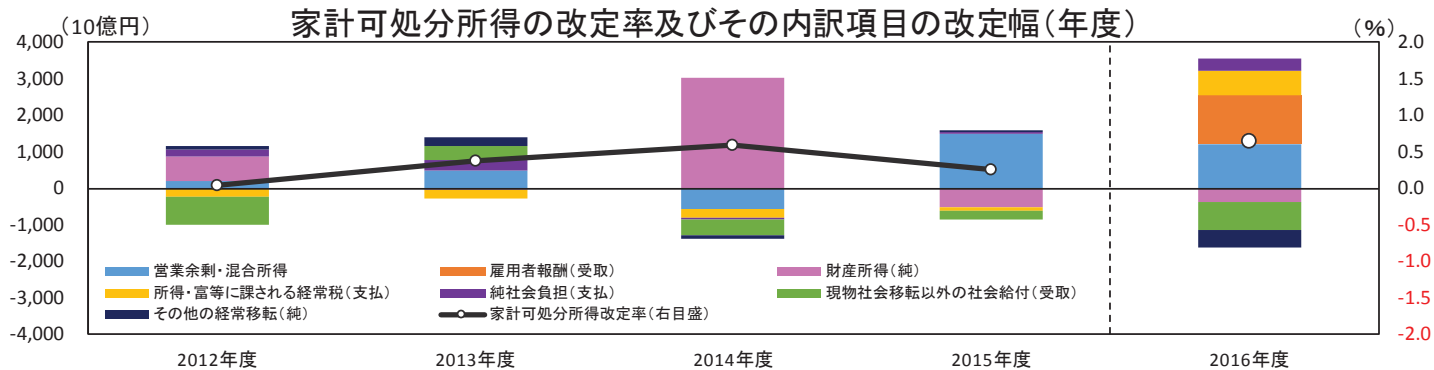
(備考) 各試算値は、2018年1-3月期時点で、2016年確報値をベンチマークに延長推計を行った暫定値。2017年4-6月期以降は速報値。支出側や雇用者報酬の系列は2018年1-3月期2次QE時点の公表計数。実質可処分所得は、名目値を家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃及びFISIM)デフレーターで除して算出した参考値。

# 4. 推計精度の分析(四半期)



(備考) ・2012年度～2015年度については、「2016年度年次推計」と「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて、「雇用者報酬」及び「家計最終消費支出」以外の項目について、過去に遡って速報値を試算し、2016年度年次推計との改定状況を分析  
 例：2014年度試算値は、「2016年度年次推計」の2013年度計数をベンチマークに、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出  
 2015年度試算値は、「2016年度年次推計」の2014年度計数をベンチマークに、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出  
 ・2016年度は、23年基準で各四半期時点の速報推計を行い、2016年度年次推計と比較。このため、「雇用者報酬」や「家計最終消費支出」の改定も含まれる  
 ・データは名目・原系列、所得・富等に課される経常税(支払)、純社会負担(支払)は家計可処分所得の控除項目のため、改定幅は逆符号で表示

## 4. 推計精度の分析(年度)



(備考)・2012年度～2015年度については、「2016年度年次推計」と「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて、「雇用者報酬」及び「家計最終消費支出」以外の項目について、過去に遡って速報値を試算し、2016年度年次推計との改定状況を分析  
 例：2014年度試算値は、「2016年度年次推計」の2013年度計数をベンチマークに、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出  
 2015年度試算値は、「2016年度年次推計」の2014年度計数をベンチマークに、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出  
 ・2016年度は、23年基準で各四半期時点の速報推計を行い、2016年度年次推計と比較。このため、「雇用者報酬」や「家計最終消費支出」の改定も含まれる  
 ・データは名目・原系列、所得・富等に課される経常税(支払)、純社会負担(支払)は家計可処分所得の控除項目のため、改定幅は逆符号で表示

12

## 5. 推計精度の定量評価

- 「4. 推計精度の分析」の結果を用いて、四半期速報推計値の年次推計値に対する改定の大きさについて、日本とイギリスで比較したところ、以下のとおり。
- 分析結果については幅をもってみる必要があるが、日本における速報推計から年次推計にかけての改定状況は、各項目ともにイギリスと比較して低めとなっている。

<日本とイギリスにおける各項目の変化率改定幅の絶対値平均(単位:%ポイント)>

	日本		イギリス
雇用者報酬	0.51	雇用者報酬	2.50
営業余剰・混合所得	2.31	営業余剰・混合所得	6.06

(備考)・日本の値は名目・原系列の前年同期値変化率の改定幅。データ期間は2012年度から2016年度。ただし、雇用者報酬については、23年基準のリアルタイムの四半期速報推計値について、2016年4-6月期から2017年1-3月期の改定状況。  
 ・イギリスの値はONSホームページ(GDP income components - revision triangles)より作成。名目・季節調整系列の前期比の改定幅を4倍した値。  
 データ期間は2010年から2014年における第3次速報から第3次年次推計の改定状況。

## 6. 公表系列

- 推計精度や主要諸外国の状況などを勘案し、以下の項目について公表していくことを検討中。

### <公表系列(案)>

#### ①家計可処分所得

- ・可処分所得
- ・実質可処分所得(※)
- ・雇用者報酬(受取)
- ・財産所得(純)
- ・純社会負担(支払)
- ・その他の経常移転(純)
- ・営業余剰・混合所得
- ・現物社会移転以外の社会給付(受取)
- ・所得・富等に課される経常税(支払)

#### ②家計貯蓄

- ・貯蓄
- ・貯蓄率(%)
- ・家計最終消費支出
- ・家計可処分所得
- ・年金受給権の変動調整

※実質可処分所得は、名目家計可処分所得を家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃及びFISIM)デフレーターで除したものの。

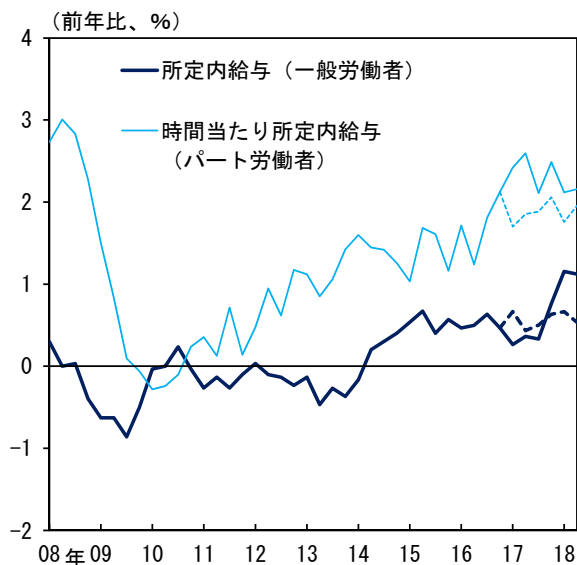
# 雇用者報酬について

2018年10月22日

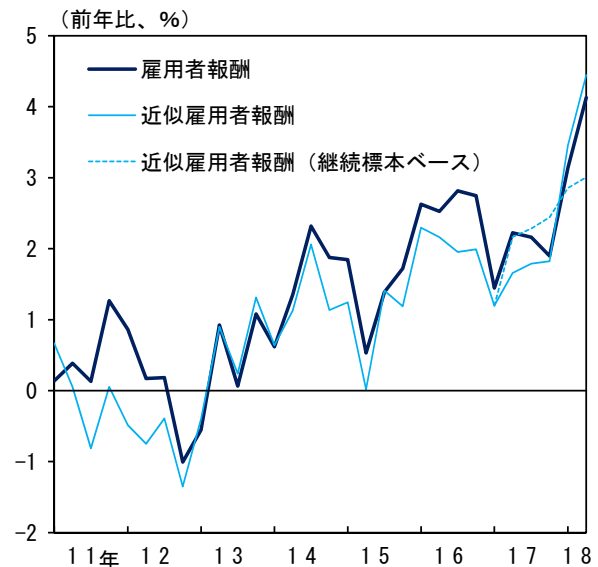
関根 敏隆

## 雇用者報酬

一般・パート別賃金



雇用者報酬



- (注) 1. 左図の四半期は、以下のように組み替えている。  
 第1四半期：3～5月、第2：6～8月、第3：9～11月、第4：12～2月。  
 2. 右図の近似雇用者報酬は、名目賃金（毎月勤労統計）×雇用者数（労働力調査）で算出。  
 3. 各点線は、継続標本ベースに基づく試算値。

(出所) 厚生労働省、内閣府、総務省

# 労働分配率

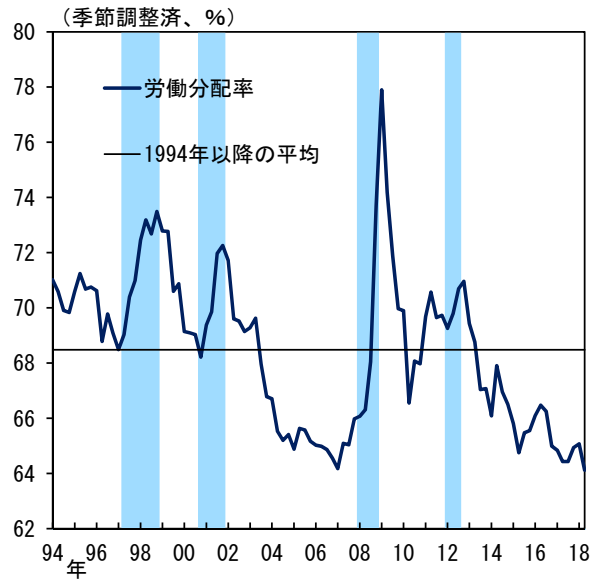
SNAベース



(注) 1. 労働分配率=名目雇用者報酬÷名目GDP×100  
2. シェード部分は、景気後退局面。

(出所) 内閣府、財務省

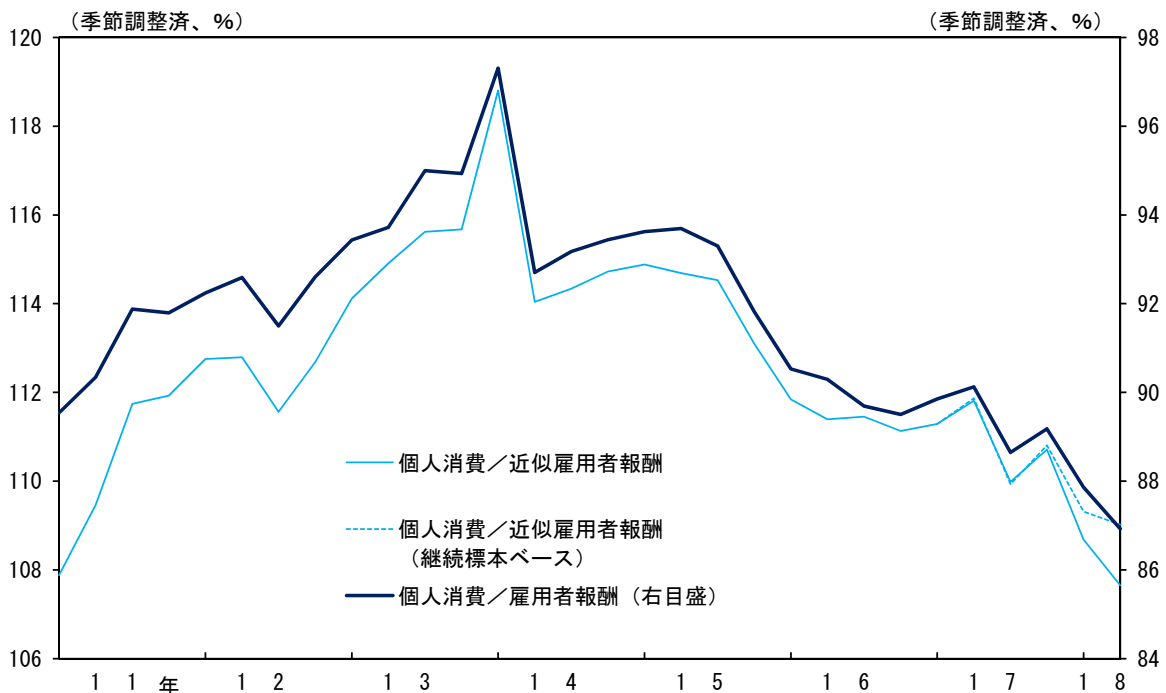
法人季報ベース



(注) 1. 全産業・全規模。金融業、保険業を除く。  
2. 労働分配率=人件費÷付加価値額×100  
3. 付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費  
4. シェード部分は、景気後退局面。  
5. 2009/2Q以降は、純粋持株会社を除く。

2

# 平均消費性向



(注) 1. 個人消費は、家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)。  
2. 近似雇用者報酬は、名目賃金(毎月勤労統計)×雇用者数(労働力調査)で算出。

(出所) 内閣府、総務省、厚生労働省

3

## 「毎月勤労統計」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応について

平成 30 年 10 月 22 日  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

「毎月勤労統計」においては、2018 年 1 月からローテーション・サンプリングの導入などの変更が行われている。これを受けた、国民経済計算の雇用者報酬推計等における対応を以下のとおり整理した。

### 1. 全体方針

2018 年 7-9 月期 1 次 QE において、「毎月勤労統計」を用いている雇用者報酬の 2009 年 7-9 月期～2018 年 4-6 月期の計数を遡及改定する。また、同統計を使用している一部のデフレーターについても 2018 年 1-3 月期以降の計数を改定する(詳細は後述)。

### 2. 現状分析と対応にあたっての考え方(雇用者報酬)

#### (1) 雇用者報酬推計における「毎月勤労統計」の利用状況

雇用者報酬推計においては、その主たる構成項目である賃金・俸給部分等の推計に、「毎月勤労統計」を利用している。具体的には、「毎月勤労統計」による一人当たり平均賃金(現金給与総額)に、「労働力調査」による労働者数を乗じるなどして、一国全体の賃金・俸給の金額を計算している。年次推計においては、産業別の計数を、QE においては、産業計の計数を用いている。

#### (2) 「毎月勤労統計」における方式変更の影響

今般、厚生労働省より、「毎月勤労統計」における方式変更の影響を、現金給与総額について要因分解した結果の提供を受けた。これは、2018 年 1 月時点(注 1)での旧系列(旧ベンチマーク(注 2)、旧サンプルによる公表値)による計数と新系列(本系列として公表されている新ベンチマーク、新サンプルによる計数)の差について、ベンチマーク更新要因(旧サンプルを新ベンチマークで集計した計数と旧系列の差)、サンプル入れ替え要因(新旧系列の差からベンチマーク要因を控除したもの)に分解したものである。産業計で見ると、ベンチマーク更新の影響が 2,367 円(1 月の本系列に対する比率 0.87%程度)、サンプル入れ替えの影響が▲1,115 円(同▲0.41%程度)となっている。

一方、「毎月勤労統計」については、産業別・事業所規模別の詳細なデータである「原表」が公表されている。今回、この「原表」のデータを用いて、厚生労働省と同じ方法で 2018 年 1 月時点の要因分解を行ったところ、ほぼ同じ結果が得られることがわかった。(注 3)

(注 1) 2018 年 1 月分については、新旧両方のサンプルで調査が行われている。

(注 2) 産業別・事業所規模別の労働者数構成比

(注 3) 厚生労働省の結果は調査票情報から直接計算されている一方、内閣府の試算は、いったん「原表」として集計された後のデータを用いていることから、若干の誤差が生じているものと考えられる。

### (3) 基本的な考え方

現金給与総額における上記要因分解の結果を踏まえると、雇用者報酬推計にあたっては、基礎統計である「毎月勤労統計」の2017年12月以前のデータに対して以下のような調整を施すことが適当と考えられる。

まず、ベンチマーク要因については、2017年12月以前の系列においても、労働者数の構成比にその時々最新の情報を反映させていくことが望ましい。具体的には、2017年12月以前の産業別・事業所規模別労働者数に調整率を乗じることで新ベンチマークに変換し、これを用いて旧サンプルのデータを集計する。

次に、サンプル入れ替え要因は、2018年1月時点での新ベンチマークにより集計した旧サンプル（入れ替え前の全サンプル）と同じく新ベンチマークで集計した新サンプル（本系列のこと：入れ替え後のサンプルを含む全サンプル）における差を示している。この要因については、2017年12月以前の系列に調整を施し、変化率でみて2018年1月の本系列と段差なくつながるようにすることが適当である。具体的には、2017年12月以前の旧サンプルの系列を新ベンチマークで集計した結果にリンク係数を乗じ、2018年1月の本系列と変化率でみて段差なく接続するようにする。

上記2つの調整を行うことにより、雇用者報酬の水準の適正化とともに時系列でみてより適切な変化率（前年同期比、前期比）が得られることとなる。

## 3. 具体的な対応方法等

### (1) 公表データによる遡及計算

今回の変更により、「毎月勤労統計」においては、過去の指数を遡及改定しないこととなった。このため、調整が必要な場合、ユーザー側でなんらかの処理を行う必要があるが、既述のとおり、「毎月勤労統計」の方式変更の影響の要因分解は、公表データから概ね再現できることが確認された。これを踏まえ、雇用者報酬の推計で用いている「毎月勤労統計」の調整は、公表データを用いて行うこととする。具体的には、毎月公表されている「原表」のデータを用いて、下記のような計算を行う（この「毎月勤労統計」に関する調整方法の詳細については、別途説明資料を公表する予定）。（注4）

- 「原表」のデータを用いて、2018年1月の新旧の計数における産業別・事業所規模別の労働者数の比率を計算し、この比率を2017年12月以前の旧系列における産業別・事業所規模別の労働者数に乗ずることで、新ベンチマークとなる労働者数構成比を計算する。
- 上記により得られた新ベンチマークを用いて、旧サンプルにおける産業別・事業所規模別の一人当たり平均賃金（「原表」に掲載されているもの）を産業計及び産業別に集計する。これにより、2017年12月以前について、新ベンチマーク、旧サンプルによる産業計及び産業別の計数が得られる。
- 「原表」を用いて、2018年1月時点のサンプル入れ替え要因（新ベンチマーク、新サンプルの計数と新ベンチマーク、旧サンプルの計数の比率）を産業計及び産業別に計算する。このサンプル入れ替え要因の比率をリンク係数として2017年12月以前の新ベンチマーク、旧サンプルの計数に一律に乗ずれば、2018年1月の本系列と接続する計数が得られる。
- このようにして得られた計数を用いて、雇用者報酬の再推計を行う。



(注4) 当該計算は、第二次年次推計である 2015 年度まで遡って行う。それ以前については、基礎データである「毎月勤労統計」の遡及計算は行わず、雇用者報酬の構成項目である「賃金・俸給」の水準を調整するという簡便な方法で遡及改定を行う。遡及期間は、旧ベンチマークの基礎資料である「経済センサス-基礎調査」の対象時期を踏まえ 2009 年（平成 21 年）7-9 月期までとする。

## **（2）対応のタイミング**

2018 年 7-9 月期の 1 次 QE においては、上記により得られた修正後の「毎月勤労統計」のデータを用い、2015 年度の第二次年次推計値、2016 年度の第一次年次推計値、2017 年 4-6 月期以降の速報推計値について、雇用者報酬の再推計を行う。

同 2 次 QE については、同じデータを用いて、2016 年度の第二次年次推計値、2017 年度の第一次年次推計値、2018 年 4-6 月期以降の速報推計値を計算する。

## **4. その他の項目における対応**

### **（1）デフレーター推計**

デフレーター推計においては、建設業、学術・開発研究機関など一部産業の「きまって支給する給与」のデータを用いている。デフレターの推計にあたっては、2017 年 12 月以前の遡及計算は行わず、2017 年 12 月と 2018 年 1 月の計数を接続する。具体的には、「きまって支給する給与」について、既述の方法により、2017 年 12 月の計数を計算し、これと 2018 年 1 月の本系列の計数との変化率を用いて新旧計数を段差なく接続することとする。これにより、総固定資本形成デフレーターなどが 2018 年 1-3 月期に遡って改定される（雇用者報酬と同じく、2018 年 7-9 月期 1 次 QE から適用）。

### **（2）労働時間数推計**

国民経済計算の年次推計では、「毎月勤労統計」の労働時間を用いて、産業別の労働時間数を推計・公表している。「毎月勤労統計」の労働時間についての要因分解も、厚生労働省による計算と公表資料から計算した結果が近くなっている。一人当たり平均賃金に比して新旧計数の差が小さくなっていることなども踏まえると、より簡便な調整方法での遡及推計も可能と考えられる。このため、対応の要否を含めた調整方法を引き続き検討し、2018 年末の年次推計の公表に向けた事前アナウンスの中でお示しすることとしたい。

## **5. 2019 年 1 月以降の標本入れ替えへの対応**

「毎月勤労統計」では、2019 年以降についても、毎年 1 月時点における新サンプル、旧サンプル両方の計数という有用な情報が得られる。雇用者報酬、デフレーター等の推計にあたっては、この情報を活用し、時系列でみた変化率が段差なくつながるよう、リンク係数により、毎年 1 月時点で新サンプルの計数を旧サンプルの計数に接続したものをを用いることとする。

(以 上)

# 「毎月勤労統計」における変更を受けた 雇用者報酬推計等の対応について（説明資料）

平成30年10月22日

内閣府 経済社会総合研究所 国民経済計算部

## 現金給与総額の新旧計数の差について （平成30年1月分）

（常用労働者5人以上）

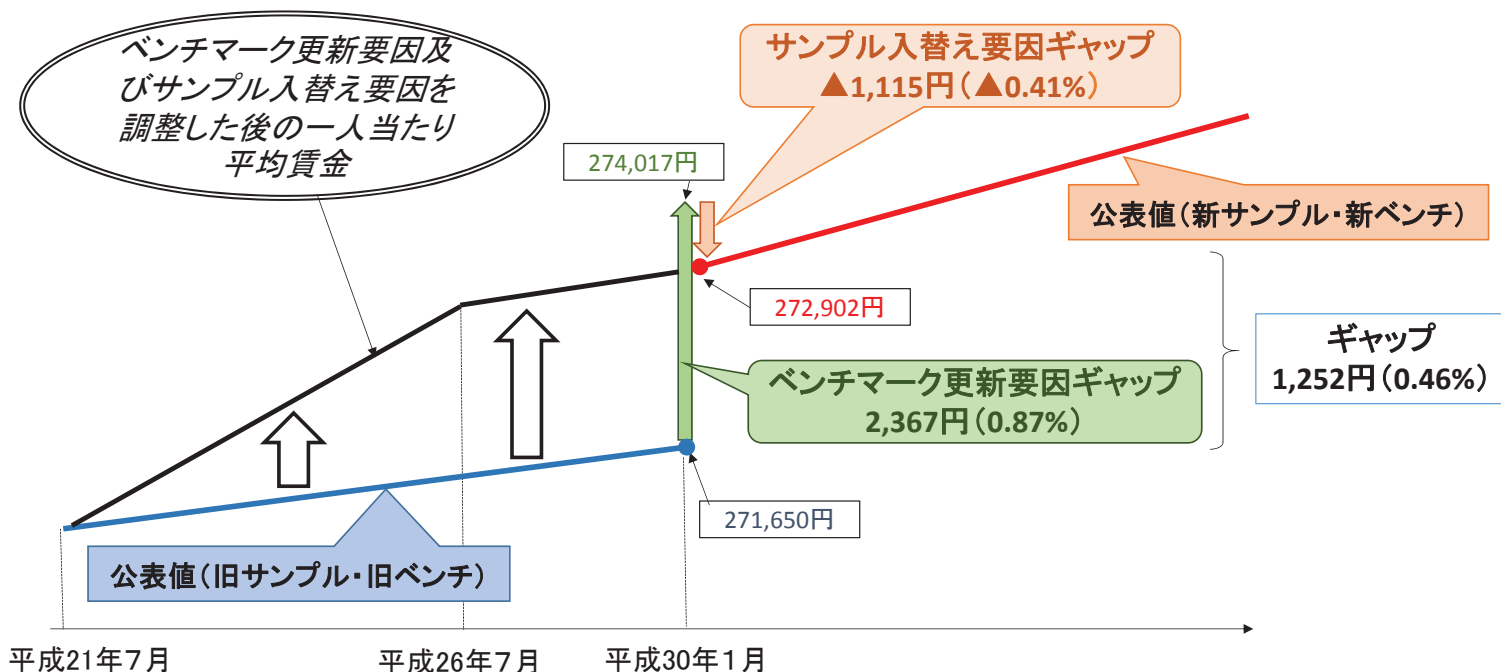
（単位 円）

	【厚労省提供データ】			新旧差 (新-旧) ※内閣府にて計算	【内閣府試算】							
	新ベンチ 旧サンプル (厚労省提供 データ)	新ベンチ 新サンプル (公表値、本 系列)	旧ベンチ 旧サンプル (公表値)		うちサンプル入替 え要因(試算)		うちベンチマーク 更新要因(試算)					
					寄与度(%)	寄与度(%)	寄与度(%)	寄与度(%)				
TL 調査産業計	274,017	272,902	271,650	1,252	-1,115	-0.41	2,367	0.87	-1,296	-0.47	2,548	0.93
C 鉱業、採石業等	275,343	299,069	274,073	24,996	23,726	7.93	1,270	0.42	38,728	12.95	-13,732	-4.59
D 建設業	340,153	333,497	334,659	-1,162	-6,656	-2.00	5,494	1.65	-6,583	-1.97	5,421	1.63
E 製造業	318,289	316,377	319,316	-2,939	-1,912	-0.60	-1,027	-0.32	-2,133	-0.67	-806	-0.25
F 電気・ガス業	460,181	453,819	459,430	-5,611	-6,362	-1.40	751	0.17	-6,049	-1.33	438	0.10
G 情報通信業	417,172	424,879	408,825	16,054	7,707	1.81	8,347	1.96	8,214	1.93	7,840	1.85
H 運輸業、郵便業	305,810	302,857	305,749	-2,892	-2,953	-0.98	61	0.02	-2,963	-0.98	71	0.02
I 卸売業、小売業	242,569	241,471	239,929	1,542	-1,098	-0.45	2,640	1.09	-1,536	-0.64	3,078	1.27
J 金融業、保険業	369,897	383,071	370,471	12,600	13,174	3.44	-574	-0.15	13,387	3.49	-787	-0.21
K 不動産・物品賃貸業	319,776	315,964	322,575	-6,611	-3,812	-1.21	-2,799	-0.89	-3,567	-1.13	-3,044	-0.96
L 学術研究等	384,386	382,612	376,067	6,545	-1,774	-0.46	8,319	2.17	-793	-0.21	7,338	1.92
M 飲食サービス業等	120,406	120,475	118,313	2,162	69	0.06	2,093	1.74	71	0.06	2,091	1.74
N 生活関連サービス等	195,452	195,271	195,735	-464	-181	-0.09	-283	-0.14	-141	-0.07	-323	-0.17
O 教育、学習支援業	306,053	306,695	302,863	3,832	642	0.21	3,190	1.04	355	0.12	3,477	1.13
P 医療、福祉	269,016	263,130	268,774	-5,644	-5,886	-2.24	242	0.09	-5,898	-2.24	254	0.10
Q 複合サービス事業	362,126	339,411	322,891	16,520	-22,715	-6.69	39,235	11.56	-22,417	-6.60	38,937	11.47
R その他のサービス業	221,000	225,511	224,399	1,112	4,511	2.00	-3,399	-1.51	4,999	2.22	-3,887	-1.72

（備考）1. 寄与度（%）は差分を本系列の値で除している。

2. 「鉱業、採石業等」については、サンプル数が小さいことから、計算誤差が相対的に大きくなっていると考えられる。  
なお、同産業の労働者数シェアは僅少であることから、産業計への影響は小さい。

## 推計方法のイメージ



- (備考) 1. 図中の金額は、厚生労働省より提供された資料。毎月勤労統計調査における「平成30年1月現金給与総額(常用労働者5人以上)」のサンプル。  
2. ベンチマーク更新要因及びサンプル入替え要因の調整は、内閣府による試算データを用いて行う。  
3. 平成21年7月及び平成26年7月は、労働者数の基礎資料である「経済センサス-基礎調査」の対象時点。

3

## 毎勤の賃金データの調整方法について

毎勤の賃金額については、産業×事業所規模の労働者数ウェイトにそれぞれに対応する一人当たり賃金額を乗じて、それらを積み上げて算出する。(産業は毎勤の積上げ集計産業、事業所規模は500人以上、100-499人、30-99人、5-29人の4区分)

### ①ベンチマーク要因の調整

現行では、旧ベンチマークで算出された労働者数ウェイトが用いられている。

$$\sum_{i,j} L^{old}(i,j) \times W(i,j) \quad i,j : \text{産業、規模、} L : \text{産業、規模別労働者数ウェイト、} W : \text{産業、規模別の賃金額}$$

- $L$  について： 各月の産業・規模別の労働者数において、産業計=100とした割合。
- 新旧労働者比率の算出： H30.1の産業・規模別における前月末労働者数の新旧系列結果の比率である「**新旧比率**」(=新系列結果/旧系列結果)を算出する。
- 新ベンチマークへの変換： 旧ベンチマーク ( $L^{old}$ ) で集計されているH29.12以前の公表値において、産業・規模別の前調査期間末労働者数及び本調査期間末労働者数に「**新旧比率**」を乗じ、それらを平均した産業・規模別の労働者数を算出し、産業計=100とした割合  $L^{new}$  を算出する。  
各月における  $L^{new}$  で、 $\sum_{i,j} L^{new}(i,j) \times W(i,j)$  として集計する。(  $W(i,j)$  は変えない)

### ②サンプル入替え要因の調整

①で作成した賃金額からサンプル入替え要因分を調整する。

- サンプル入替え要因寄与分： 産業別のH30.1の新旧系列結果からサンプル入替え要因寄与率(リンク係数)(=サンプル入替え要因差/新計数)を算出する。
- 賃金額の算出： = ①の賃金額 / (1 - サンプル入替え要因寄与率)

4

## 総実労働時間の新旧計数の差について (平成30年1月分)

(常用労働者5人以上)

(単位 時間)

	【厚労省提供データ】			新旧差 ※内閣府にて計算 (新-旧)				【内閣府試算】					
	新ベンチ 旧サンプル (厚労省提供 データ)	新ベンチ 新サンプル (公表値、本 系列)	旧ベンチ 旧サンプル (公表値)	新旧差	うちサンプル入替 え要因(試算)		うちベンチマーク 更新要因(試算)		新旧差	うちサンプル入替 え要因(試算)		うちベンチマーク 更新要因(試算)	
					寄与度(%)	寄与度(%)	寄与度(%)	寄与度(%)		寄与度(%)	寄与度(%)		
TL	133.6	133.8	133.2	0.6	0.2	0.15	0.4	0.30	0.18	0.14	0.42	0.31	
C	149.4	150.1	149.1	1.0	0.7	0.47	0.3	0.20	8.90	5.93	-7.90	-5.26	
D	152.7	152.8	152.1	0.7	0.1	0.07	0.6	0.39	0.06	0.04	0.64	0.42	
E	147.1	147.7	146.8	0.9	0.6	0.41	0.3	0.20	0.62	0.42	0.28	0.19	
F	144.9	145.2	144.9	0.3	0.3	0.21	0.0	0.00	0.36	0.25	-0.06	-0.04	
G	148.3	147.1	147.9	-0.8	-1.2	-0.82	0.4	0.27	-1.18	-0.80	0.38	0.26	
H	165.3	161.9	165.3	-3.4	-3.4	-2.10	0.0	0.00	-3.38	-2.09	-0.02	-0.01	
I	128.9	128.5	128.6	-0.1	-0.4	-0.31	0.3	0.23	-0.26	-0.21	0.16	0.13	
J	140.1	140.9	140.1	0.8	0.8	0.57	0.0	0.00	0.83	0.59	-0.03	-0.02	
K	140.2	140.7	140.5	0.2	0.5	0.36	-0.3	-0.21	0.50	0.35	-0.30	-0.21	
L	141.2	142.0	141.0	1.0	0.8	0.56	0.2	0.14	0.92	0.65	0.08	0.06	
M	98.3	98.6	97.0	1.6	0.3	0.30	1.3	1.32	0.22	0.23	1.38	1.40	
N	126.6	126.1	126.5	-0.4	-0.5	-0.40	0.1	0.08	-0.47	-0.38	0.07	0.06	
O	115.2	117.0	115.8	1.2	1.8	1.54	-0.6	-0.51	1.76	1.50	-0.56	-0.48	
P	128.8	128.9	128.2	0.7	0.1	0.08	0.6	0.47	0.14	0.11	0.56	0.44	
Q	143.9	145.6	141.4	4.2	1.7	1.17	2.5	1.72	1.84	1.26	2.36	1.62	
R	132.9	133.9	132.9	1.0	1.0	0.75	0.0	0.00	1.16	0.87	-0.16	-0.12	

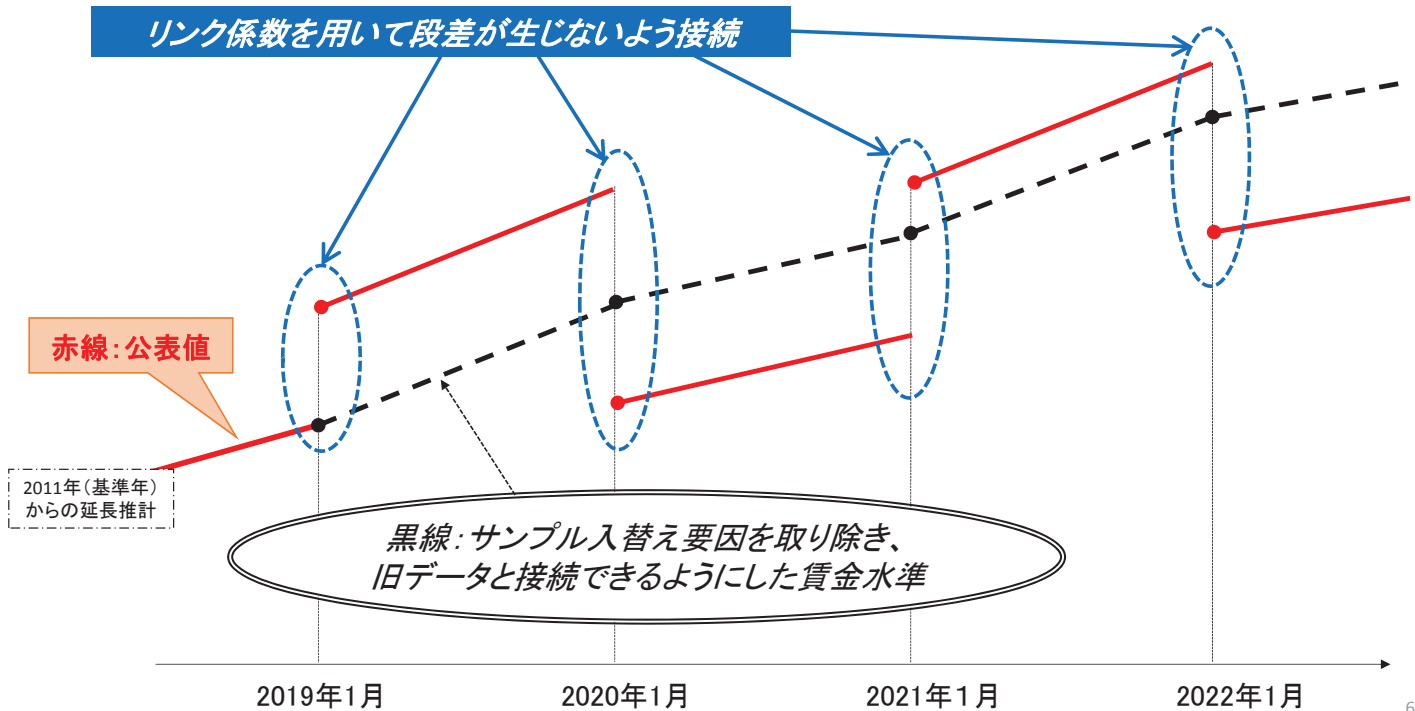
- (備考) 1. 寄与度(%)は差分を本系列の値で除している。  
 2. 「鉱業、採石業等」については、サンプル数が小さいことから、計算誤差が相対的に大きくなっていると考えられる。  
 なお、同産業の労働者数シェアは僅少であることから、産業計への影響は小さい。

5

## サンプル入替え要因の調整方法 (イメージ)

【2019年以降】

リンク係数を用いて段差が生じないように接続



6

## 調整後の毎勤を用いた雇用者報酬の試算結果について

### 推計結果

標本交替等の影響を除いた毎勤の改訂賃金データ（産業別、5人以上）を用いて再集計した。

#### ➤ 年次

H28年度：	公表値	→	再推計値	水準の改訂率
雇用者報酬	269.9兆円		270.5兆円程度	0.23%程度
うち賃金・俸給	229.1兆円		229.7兆円程度	0.28%程度

#### ➤ QE（前年同期比）

	H29.2Q	3Q	4Q	H30.1Q	2Q
雇用者報酬 公表値	2.2%	2.2%	1.9%	3.1%	4.1%
再推計値	2.2%程度	2.0%程度	1.8%程度	2.7%程度	3.4%程度

（備考）上記の推計結果は、「毎月勤労統計」のデータ調整による影響を暫定的に試算したものであり、実際に2017年7-9月期一次QE時に公表される計数とは異なる可能性がある（実際の公表値においては、他の基礎統計の取り込みなどが反映される可能性もある）。

## 第 10 回 SUT タスクフォース会合の概要

平成 30 年 10 月 22 日  
統計委員会担当室

## 1. 基準年 SUT に関して GDP 統計の精度向上に必要となる事項について具体的な要望

第Ⅲ期公的統計基本計画において、「基準年 SUT・産業連関表の基本構成の大枠」に向け、国民経済計算の精度向上に必要となる事項について、内閣府から産業連関作成府省庁に対し具体的な要望を提示することとされているところ、当該要望について内閣府から参考 1（資料 1 P 3～）に沿って説明を行い、その後質疑応答。

## ※「基準年 SUT・産業連関表の基本構成の大枠に向けた内閣府要望」の概要

## ①基準年 SUT の構造・推計方法に関する要望

- ・ 中間年 SUT を基準年 SUT とシームレスに設計<sup>1</sup>できるように、基準年 SUT の構造・推計方法を設計してほしい。
- ・ 生産物の産出先（行側）について、できる限り産出先が単独（中間消費（産業合計額）又は最終需要に回る場合はできるだけ単独の需要項目）となるようにしてほしい<sup>2</sup>。
- ・ 産業別の中間投入比率を安定的にするために、産業の分類を現在よりも詳細化<sup>3</sup>。また、その際に、経年的に中間投入構造が安定するような分類としてほしい<sup>4</sup>。

## ②基準年 SUT の基礎統計及び中間年 SUT の基礎統計に対する要望

- ・ 「経済構造実態調査」で把握される、サービス業の中間投入（費用）情報について、基準年との接続が図れないか。
- ・ 品目別のマージンの動きを把握できるデータが入手できないか。
- ・ 主要な生産物について、企業向けと家計向けの販売割合が分かるデータが入手できないか。

## ③基準年 SUT や中間年 SUT の推計と基礎統計の連携体制に対する要望

- ・ 基準年 SUT、中間年 SUT の検討を通じて明らかになった課題がある場合は、可能な限り、「経済センサス - 活動調査」や「経済構造実態調査」を始めとした主要な基礎統計の改善につなげていただきたい。

（本要望に関連した、委員等からの主な指摘・質問事項）

- 本要望の SUT 検討における位置づけの確認
- 産業連関表と国民経済計算の概念上の違いに関する過去の経緯
- 推計精度確認のためのチェックシステム構築の必要性

<sup>1</sup> 基準年 SUT を中間年 SUT の推計が行われる国民経済計算の概念・分類等にそろえ、基準年 SUT から S10T への変換段階で概念・分類等を変更することが可能ではないか。

<sup>2</sup> マトリクスでは難しくとも、品目別国内生産額表レベルではできる限り単独にできないか。

<sup>3</sup> 産業について、現在の V 表の 100 部門程度から 200 部門程度とすることはできないか。

<sup>4</sup> 公表レベルの部門数を現行 I0 に比べて削減すると関係府省の意見を踏まえ、加えて総務省及び内閣府の分析も考慮すると、部門（生産物×産業）の分類は、それぞれ 200 部門程度とすることが適切ではないか。

- 「企業向けと家計向け」のデータに関する、内閣府における要望内容の具体的イメージの確認
- 本要望に関し、どの時点でどこがどのように対応できるのか、という検討・議論をすべき

→ 内閣府からの説明に対しては、現時点では特に異論はない、と整理。

## 2. SUT・産業連関表の基本構成の大枠の決定に係る検討

総務省から参考1（資料2 P15～）に基づき、SUT・IOの基本構成の大枠の決定に係る検討状況について説明がなされ、その後質疑応答。審議においては、データの精度をチェックする仕組みを構築することの重要性について議論がなされたほか、投入調査に関しては実査の把握可能性などに関する指摘がなされた。この点については、次回以降の会合においても引き続き議論を行うこととされた。

（部門の基本的な考え方）

### （1）2025年以降の供給表・使用表

- ・ SUTの部門は、  
産業（列）：見直した日本標準産業分類（JSIC）を基本  
生産物（行）：財も含めた新しい生産物分類を基本。

### （2）2020年供給表・使用表

- ・ SUTの部門は、  
産業（列）：①産業連関表の現行V表を踏襲しつつ、サービスの生産物分類において細かくなったサービスに係る産業部門の詳細化や、中間年との接続を踏まえた分割等を行う方向性と、②現行の日本標準産業分類（JSIC）を基本とする2つの方向性、の2案を想定可能ながら以下の理由から①を指向  
  - ✓ 財分野の産業（列）については、産業連関表を直接推計し、供給・使用表を推計する従来と同様の方式である
  - ✓ サービス分野の産業（列）も、産業連関表のV表とJSICにおける産業分類が対応しており、事実上これらの違いが乏しい
- 生産物（行）：財分野は産業連関表の行の分類を踏襲し、サービス分野は生産物分類を適用
- ・ SUT及びIOの推計は、以下の事由から供給表の粒度（経済センサス等）を前提
  - ✓ 生産物の部門について、使用表と供給表では、投入側の把握がより困難であり、調査における把握可能性の観点からは、実測値に基づく使用表は粗い部門となる可能性が高い
  - ✓ しかし、バランス調整のためには同一の生産物部門でなければならず、供給表の生産物部門に合わせるため使用表の生産物を推計により分割することとなる
- ・ 公表に当たっては、投入側の把握などの限界を踏まえ、集約した公表も検討する
- ・ IOについては分析ニーズ等を踏まえ別途整理

(本説明に関連した、委員等からの主な指摘・質問事項)

- S U Tの精度を確認するためのチェックシステムを構築すべき
- 投入調査の精度がS U TやG D Pの精度向上に深く関わることから、規模が大きく精度が高い投入調査が実施可能となる体制を構築すべき
- 本タスクフォース会合におけるこれまでの議論に立脚した、丁寧な整理の要請
- 前述の内閣府要望と、本資料の整合性
- 記入者負担に配慮しつつも、中間年において一定の精度を確保するための、基準年におけるより詳細なデータの必要性

→ 次回以降の会合においても引き続き議論を行うこととされた。

### 3. 工業統計調査の実施状況について

経済産業省から参考1(資料3 P26~)に基づき、工業統計調査の実施状況について説明があり、その後質疑応答。

(本説明に関連した、委員等からの主な指摘・質問事項)

- 記入者負担の観点から、分類の細かさや調査票の工夫の必要性
- 短期間での劇的な精度改善は困難、現状を所与としたS U T構築が現実的

→ 経済産業省からの説明に対しては、現時点では特に異論はないと整理。

### 4. 建設・不動産、医療・介護、教育分野等の統計整備に係る検討状況の報告

#### (1) 建設分野課題の進捗状況について

国土交通省から参考1(資料4 P28~)に基づき、建設分野課題の進捗状況について説明。

→ タスクフォースとして了(特段の質疑なし)。

#### (2) 医療分野課題の進捗状況について

前回のS U Tタスクフォース会合において、内閣府からの報告に関連して、延長推計と基準年推計のかい離について議論があったことを踏まえ、総務省から参考1(資料5 P30~)に基づき医療の中間投入比率中間年推計に関する追加分析案について、内閣府から参考1(資料6 P33~)に基づき医療に関するフォローアップについて説明があった。

続いて事務局から、医療及び介護分野のうち2015年産業連関表に関わる課題については、前回のS U Tタスクフォース会合で報告した方針に基づき、現在、厚生労働省において推計作業を実施中であり、その結果を次回以降のS U Tタスクフォース会合で報告するとの説明があり、その後、質疑応答。

(本説明に関連した、委員等からの主な指摘・質問事項)

- 追加分析案の検証方法の妥当性(名目ベースか、接続表による分析の是非、等)
- アクティビティではなく、産業別の「医療」の中間投入比率の議論をすべきではな



いか

(3) 教育分野課題の進捗状況について

事務局から教育分野の課題について、現在、文部科学省で調査を実施中であり、その結果を本年10～12月期に開催予定のSUTタスクフォース会合に報告する予定であるとの説明があった。

→ タスクフォースとして了（特段の質疑なし）。

以上

## 第2回 QEタスクフォース会合の概要

平成30年10月22日  
統計委員会担当室

## 1. QEの推計精度の確保・向上に関する課題への対応について

「QEの推計精度の確保・向上に関する工程表への対応について」に掲げられた課題のうち、2018年度から検討を開始している実施事項への対応状況について、内閣府から項目毎の検討方法、検討結果を説明し、その後質疑応答。「タスクフォースとして了」としたものは2018年7-9月期第二次QEより実装予定。

なお、冒頭、内閣府より、今回は時間の制約を踏まえて改善が見込まれる可能性の高い分野に絞って検討を進めたものであり、網羅的な検証とはなっていない旨の説明があった。

## (1)(2) 推計品目の分割・詳細化、基礎統計のシームレスな利用の検討

・年次推計は供給側情報を用いて詳細な品目分類により行っているところ、供給側QE推計における推計品目の分割・詳細化、年次推計と供給側QE推計の間で共通の基礎統計の利用を拡大することで、QEと年次推計との改定差の縮小を図るもの。今回はサービス分野に絞って検討。具体的には、①飲食サービス、②自動車整備・機械修理、③ソフトウェア業(除く受注ソフト等)等。

・2016暦年値による試算では、①はわずかに悪化、②はわずかに改善、③は相応の改善を見込めるとの結果。原理的には①～③のいずれでも改善が見込まれることから、今回の検討品目に関しては、分割・詳細化および基礎統計(特定サービス産業動態統計)のシームレスな利用、を実施。

→ タスクフォースとして了(特段の質疑なし)。

## (3) 共通推計品目の拡充

・QE推計においては、需要側情報と供給側情報を統合することにより推計を行っている(並行推計項目)。この並行推計項目について、供給側情報のみから推計するように推計方法を変更(共通推計項目化)して年次推計との親和性を向上させることにより、QEと年次推計との改定差の縮小を図るもの。今回は、家計消費における並行推計項目について、共通化の対象とする項目のカバレッジやQEと年次推計で利用可能な基礎統計が一致すること等を勘案し、サービスに関する推計品目の一部(16項目)について検討。

・16項目について、需要側推計値のみを用いた場合と、供給側推計値のみを用いた場合それぞれの年次推計とQEのかい離を比較すると、「その他のサービス」などを中心に、総じて供給側推計値のみを用いた場合にかい離が小さくなる傾向。こうした点も踏まえ、16項目について共通推計項目化を実施。

\* 2016暦年におけるQEから第一年年次推計における改定幅0.5%ptのうち、16項目が0.3%

pt弱の寄与。また国内家計最終消費支出に占める共通推計項目(財貨・サービスの販売を含む)の割合は50%程度から60%程度へと増加。

(委員等からの主な指摘・質問事項)

- 並行推計項目(需要側と供給側を統合したもの)とのかい離の追加検証の要望
  - 年次ベースではなく、四半期ベースでの検証の要望
  - QE推計手法解説書の拡充(共通推計項目の一覧表を掲載等)の要望
  - 検証結果に関し、別の期間で検証した場合の結果の安定性に関する質問
- 16項目の共通推計項目化についてはタスクフォースとして了。
- 上記2つ目の四半期ベースでの検証については、内閣府より比較対象となるデータが限られており困難であるが、そうした視点も持ちながら作業を進めていきたい旨を回答。上記4つ目の質問については、内閣府からQEと年次推計で同じ情報を用いて推計を行うので、原理的には改定差の縮小が期待できる旨の説明あり。その他の委員等からの指摘・要望に関しては内閣府において検討。

#### (4)国内家計最終消費支出における統合比率の再推計

- ・(3)共通推計項目の拡充等の取組を受けて、国内家計最終消費支出について共通推計項目を控除した消費額を用いてQE値と年次推計値との乖離が最小化されるような統合比率の再推計を行う。再推計を行う際には、2017年末に実施したものと同様の枠組みを適用。結果については、今後、2018年7-9月期2次QE公表までにHP等でアナウンス予定。

(委員等からの主な指摘・質問事項)

- 昨年度からの経緯を踏まえ、再推計した新統合比率については実装に先立ち、タスクフォース会合で審議すべき
  - その際、再推計の結果に加え、パラメーターの安定性、有意性の確保等に関する情報提供を要望
- 改めて審議予定。

\* 積み残しとなった論点に関しては「第2回QEタスクフォースで積み残しとなった論点」(平成30年10月22日、統計委員会担当室)参照。

#### (5)在庫変動の推計方法の精査

<1次QE段階での基礎統計の利用拡大の可能性>

- ・原材料在庫のうち、「原油・天然ガス」の推計に利用している「石油統計」(資源エネルギー庁)は1次QE段階から利用可能であることが判明したため、新たにこれを用いることで2次QEとの改定差が縮小するかを検証。検証の結果、改定差縮小への寄与は限定的であったことから、作業負担等も含め総合的に勘案し「石油統計」を用いることは見送る。

<1次QE段階でのARIMA予測に代わる推計手法の検討>

- ・原材料在庫と仕掛品在庫について、現行のARIMA予測に代わる仮定を設ける。具体的には、前期の前年同期差と当期の前年同期差が等しくなるように当期の値を計上するといった試算を行

い、2次QEとの改定差が縮小するかを検証。検証の結果、予測誤差は現行手法に比して拡大するため採用しない。

(委員等からの主な指摘・質問事項)

- 2017年1-3月期QEにおける在庫の改定理由の確認(同期における1次QEから2次QEへの改定における主因が「原油・天然ガス」であるとの説明が当時なされたため、本手法により改善が見られなかったことに関して質問があったもの)
  - (上記に係る内閣府の説明を踏まえて)原材料在庫の推計に「石油統計」を用いることに関し、別の推計方法による改善の余地について追加的な検討を要望
  - 2次QE年に代えて年次推計との改定幅が縮小するか検証
- 内閣府は「在庫変動の推計については、2次QEでの基礎統計の利用方法など推計方法全般を改めて精査し、改善の余地があるかどうか、引き続き検討」としており、タスクフォースとしてこの方針を支持。

## 2. 関根委員からのデータ提供に関する新規の要望に係る可否

・関根委員より、2つの要望を提示・説明。

要望1:「もともと本部会では、ユーザーがそのニーズにあった統合比率を計算できる環境を整えることを要請していたが、現在、提供されているデータだけではそうした計算は困難である。本年12月10日の7~9月期2次QE(年次推計)公表後、そうした計算が可能となるように基礎データの情報提供をお願いしたい。具体的には、各年の年次推計値の推計過程で用いられる各推計値の第4四半期値を起点に、QEと同様の方法で延長推計した翌年以降の各推計値(四半期ベースの名目値)を国内家計消費支出と民間企業設備につき、1995Q1~2017Q4の期間、情報提供を頂きたい。」

要望2:「上記データセットのうち、1995Q1~2015Q4については、内閣府の新統合比率推計作業終了後、速やかに情報提供をお願いしたい。2015年までの推計値は統計ではなく統合比率を推計するためのバックデータであり、こうした情報提供は、物価統計や短観で大きな改定があるときに、過去値の推計値を事前に公表していることと見合ったもの。」

・これに対して、内閣府より本要望に対して、次のように回答。

要望1:「統合比率の推計は暦年値で行っており、四半期値は直接用いるものではないが、今般新たに要望があったことを受け、四半期データの提供は前向きに検討したい。また、8月1日に公表した需要側及び供給側推計値(現行統合比率の推計に用いたバックデータ)を2015年以降に延伸したデータについて要望があったが、当該データはそもそもQEの推計過程において作成・使用されていない。このデータの作成負担は、各年につき、4四半期分のQEを再現することと同等であり、他の推計・検討業務の遂行に支障が出る。新規のデータ提供は、内閣府における統合比率再推計に使用する範囲(国内家計消費支出、1995Q1~2015Q4)のデータ提供にとどめたい。」

要望2:「再推計後の統合比率を用いて計算・公表するQE及び年次推計の公表よりも前に推計に用いたバックデータを提供してもらいたいとの要望があったが、統計公表前のデータ提供は行っていない。ただし、年末の公表は前向きに検討する。」

・これまでの部会における整理や今回要望データの必要性、新たなデータ作成に係る作業負担の大きさなどを巡って両者の意見は隔たりが大きく、タスクフォースとしての結論を得るには至らなかった。なお、この関連で民間企業設備に係る統合比率の検証の必要性を指摘する意見があった。

→ 関根委員からの新規のデータ提供依頼については、座長が一旦引き取ることとした。次回、10月22日の国民経済計算体系的整備部会において、座長からタスクフォースの議論を報告するに際して、本件の進め方も含めて部会において整理することとなった。

\* 積み残しとなった論点に関しては「第2回QEタスクフォースで積み残しとなった論点」(平成30年10月22日、統計委員会担当室)参照。

平成30年10月22日

統計委員会担当室

(本資料は山澤座長の指示により統計委員会担当室がとりまとめたもの)

## 第2回QEタスクフォースで積み残しとなった論点

- 以下の点が積み残しとなったが、年次推計の公表(12月10日)よりも前に結論を得る必要があることから、11月21日に第3回QEタスクフォースを開催し、審議することとしたい。
1. 国内家計最終消費支出における統合比率の再推計に係る情報提供
    - 再推計の結果、有意水準などの統計量、需要側推計値及び供給側推計値の推移やその背景、などに関する情報提供
  2. 関根委員からのデータ提供に関する新規の要望に係る可否
    - (1) 提供範囲
      - ア. 国内家計最終消費支出：共通推計項目  
(1995/1Q-2015/4Q)
      - イ. 国内家計最終消費支出：需要側推計値・供給側推計値・共通推計項目  
(2016/1Q-2017/4Q)
      - ウ. 民間企業設備：需要側推計値・供給側推計値・共通推計項目  
(2015/1Q-2017/4Q)
    - (2) 提供時期
      - 「2015年までの推計値＊を、統合比率の確定後速やかに(10～11月頃)」か  
「2015年までの推計値を、公表(12月10日)後速やかに\*\*」か
        - \* 関根委員は『2015年までの推計値は統計ではなく統合比率を推計するためのバックデータ』と整理
        - \*\* 内閣府は『各QE公表後5営業日後を目途にHPに掲載。なお、7-9月期2次QEの際は、年次推計の公表作業と重なることから、提供が遅れる可能性もある。』としている
  3. 民間企業設備についての統合比率の検証・再推計(2.(1)ウ.の関連に影響)
    - 「早期に実施」か「次回基準改定時に実施」か＊
      - \* 本年3月22日の部会です承されたで「QEの推計精度の確保・向上に関する課題への対応について」では『統合比率の係数の再推計については、原則基準改定の際に実施するが、当面は基礎統計の拡充・改善や別紙2に掲げる各項目の検討及びその作業スケジュールに沿って、次期基準改定までに柔軟な対応を行う。』としている

# 年次推計の改定要因に係る検証 ～検証の経緯と方針～

平成30年10月22日  
統計委員会担当室

1

## I. 検証の経緯

平成30年6月29日の第123回統計委員会において、西村委員長より、国民経済計算のQ E及び年次推計の精度向上に向けた一次統計の「シームレス化」の取組強化・加速について、御発言があったところ。

### 西村委員長の御発言

- 3月に閣議決定された公的統計基本計画においては、「国民経済計算のQ E及び年次推計の精度向上に向け、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階（Q E、年次推計）において使用する基礎データの差異を縮小することが重要」であることから国民経済計算に活用される一次統計について、2022年末までに関係府省にて検証・検討を行うこととされている。
- しかしながら、基本計画の策定後も一次統計を取り巻く環境は刻々と変化しており、また、3月末の国民経済計算体系的整備部会では、統計委員会の要請を受け、内閣府による「Q Eの推計精度の確保・向上に関する工程表」の推進が決まるなど、本課題については、他の課題に比べて、特に取組を強化し加速する必要性が生じていると考えられる。
- このため、国民経済計算体系的整備部会においては、各府省による方策の取りまとめが円滑に進むよう速やかに検討を開始し、必要な支援を行ってほしい。
- 基本計画においては国民経済計算に活用される一次統計として、「経済産業省生産動態統計」や「サービス産業動向調査」が例示されている。国民経済計算体系的整備部会においては、国民経済計算における改定状況等を踏まえた検証を早急に実施し、それを受けて、直ちに、財の推計に用いられる「経済産業省生産動態統計」について検討を開始するとともに、この際同様の他省庁所管の一次統計についても幅広く精査を行っていただき、必要に応じ関係する部会と連携しながら検討を進めてほしい。また、統計委員会担当室は、以上の取組が円滑かつ迅速に進むように、見直しプロジェクトの企画・立案において、中核的な役割を果たすことが必要である。
- 関係府省においても本課題の加速推進にあたり特段のご配慮をお願いしたい。

2

## I. 検証の経緯

これを受け、国民経済計算体系的整備部会は、平成30年7月12日の第11回会合において、直ちに審議を行い、同部会及び関係府省において取組を開始。現在までの取組状況と今後の取組方針は、以下のとおり。

### 現在までの取組状況

- 国民経済計算の財部分における第一年年次推計から第二年年次推計への改定状況等を踏まえた検証を実施。内閣府は既存データ※による暫定的分析の結果、改定差上位の主な品目を関係府省に提示。（本年8月13日） ※平成23年基準における代替推計値（2012,2013暦年）及び2015暦年推計値
- 上記品目のうち、経済産業省においては所管の製造品について内閣府と協議しながら、改定差の生じる要因について精査し、統計委員会担当室においては食料品関係の品目及び鋼船について、改定差の生じる要因や改善策を検討した。

### 今後の取組方針

- 検証結果を踏まえ、「経済産業省生産動態統計」のほか、同様の他省庁関連の既存統計等についても幅広く精査し、その所管省庁（農林水産省、国土交通省等）と連携してさらに検証を進める。必要に応じ、関係する部会とも連携。

3

(参考) ※第11回国民経済計算体系的整備部会 資料4より抜粋

### 検証に係る工程表（イメージ）

時期	工程	備考
2018年7月	財について、内閣府が23年基準における代替推計値（2012,2013暦年）及び2015暦年推計値の第一年年次推計から第二年年次推計への改定状況の分析に着手	
8月以降	内閣府による暫定的な分析結果の提示（8月前半） 「経済産業省生産動態統計調査」の品目追加に関する大まかな方向性を検討（8月後半以降） 同様の他省庁関連の既存統計等についても幅広く精査（同）	必要に応じ関係する部会等と連携
2019年1月	財について、内閣府が23年基準における2016暦年推計値の第一年年次推計から第二年年次推計への改定状況の分析に着手	
3月	「経済産業省生産動態統計」部分について、内閣府による2016年分を含む最終分析結果の提示	「経済産業省生産動態統計調査」の諮問（予定）
	国民経済計算体系的整備部会から統計委員会へ報告	
4月頃	「経済産業省生産動態統計調査」の品目追加に関する部会としての検討結果とりまとめ	
	国民経済計算体系的整備部会から産業統計部会へ情報提供	
6月		「経済産業省生産動態統計調査」答申（予定）
～2021年	（業界調整や実査可能性の検証等を踏まえて）2021年中に「経済産業省生産動態統計調査」の品目追加の決定（実施は2022年1月分より） ※他の財についても所要の対応を実施	必要に応じ関係する部会等と連携

4



## II. 改善に向けた検討方針

検証結果を踏まえ、基礎統計の見直しの検討は、以下の2段階のステップで行う。

なお、今後の課題として、他の統計調査実施の可能性も検討。

カバレッジなどの検証で、  
経済産業省など関係府省の  
サポートを依頼

第1次年次推計・第2次年次推計  
の精度向上については、内閣府と  
連携して検討

内閣府、関係府省と  
連携して検討

### ① 改定差の要因検証

- 「工業統計調査」と変動パターンが類似しているか？
- 基礎統計のカバレッジは？
- 「工業統計調査」だけでなく、「産業連関表」の基礎統計との比較を意識

### ② 既存統計の活用

- 生産動態統計の精度向上
- 既存業界統計の活用
- POSデータなど商用データの利用
- 第1次年次推計における利用方法を、カバレッジが高い「産業連関表」の基礎統計の利用方法に近づける可能性の検討

### 今後の課題

- 左記②による対応が困難な場合、他の統計調査の拡充等を検討
- SNA推計に適した基礎統計が見当たらない「そう菜・すし・弁当」「パン類」等

5

(参考) ※第3期「公的統計の整備に関する基本的な計画」より抜粋

QE及び年次推計の精度向上には、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階(QE、年次推計)において提供するデータの差異を縮小することが重要である。

このため、平成27年度(2015年度)以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を行う。

当該検証結果を踏まえた上で、国民経済計算に活用される一次統計(「経済産業省生産動態統計」、「サービス産業動向調査」等)及びその活用方法の改善余地について、一次統計を所管する関係府省と内閣府とが一体となり検討を進め、基本的な方策を取りまとめる。

### 担当府省

: 内閣府、総務省、経済産業省、関係府省

### 実施時期

: 財については平成31年(2019年)年央までに検証し、33年(2021年)末までに結論を得る。  
サービスについては平成32年(2020年)年央までに検証し、34年(2022年)末までに結論を得る。

6

# 第一次年次推計から第二次年次推計への 改定状況分析の進捗について

平成30年10月22日  
統計委員会国民経済計算体系的整備部会  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

## 改定状況分析の進捗状況

### 工程表で示された暫定分析の実施

- 内閣府では、前回の部会で示された工程表に沿って、平成23年基準における代替推計値(2012、2013暦年)及び2015暦年推計値の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況について暫定分析を実施。
- 具体的には、財分野の推計品目別に、家計消費及び総固定資本形成における改定差の分析を行った。

### 暫定分析の結果

暫定分析の結果、改定が大きい主な品目は以下の通り。

- 家計消費:一部の食料品類(「清涼飲料」「そう菜・すし・弁当」「肉加工品」「菓子類」「冷凍魚介類」「パン類」)や家電類(「民生用エアコンディショナ」「携帯電話機」「パーソナルコンピュータ」)
- 総固定資本形成:造船(「鋼船(防衛装備品を除く。)」)や各種機械器具類等(「電気照明器具」「建設・鉱山機械」「パーソナルコンピュータ」「半導体製造装置」「原動機」「開閉制御装置・配電盤」「医療用機械器具」「化学機械」「サービス用機器」)

※ 今回の暫定分析は、当面利用可能なデータにより暫定的に分析を行ったものであり、最終的な結果は変わり得る。最終的な分析は、工程表に沿って、2016年第二次年次推計が公表された後、2016年暦年推計値の改定状況も踏まえて実施し、検証結果を2019年3月目途にお示しする予定。

# 経済産業省生産動態統計と 工業統計の概念差について

平成30年10月22日

経済産業省 調査統計グループ

## 工業統計と生産動態統計の相違点の整理

- 工業統計と生産動態統計において金額の異なる要因としては、主に以下の4点が考えられる。

1. 品目分類の考え方（2、3ページ）
2. 部分品・取付具・付属品の扱い（4ページ）
3. 受入商品の扱い（5ページ）
4. 事業所の対象範囲（6ページ）

# 1. 品目分類の考え方

- 工業統計では、産業分類格付けのための定量的な基準として品目分類を調査している。
- 生産動態統計は、生産品目に着目し、類似する品目群ごとに調査している。

## 工業統計

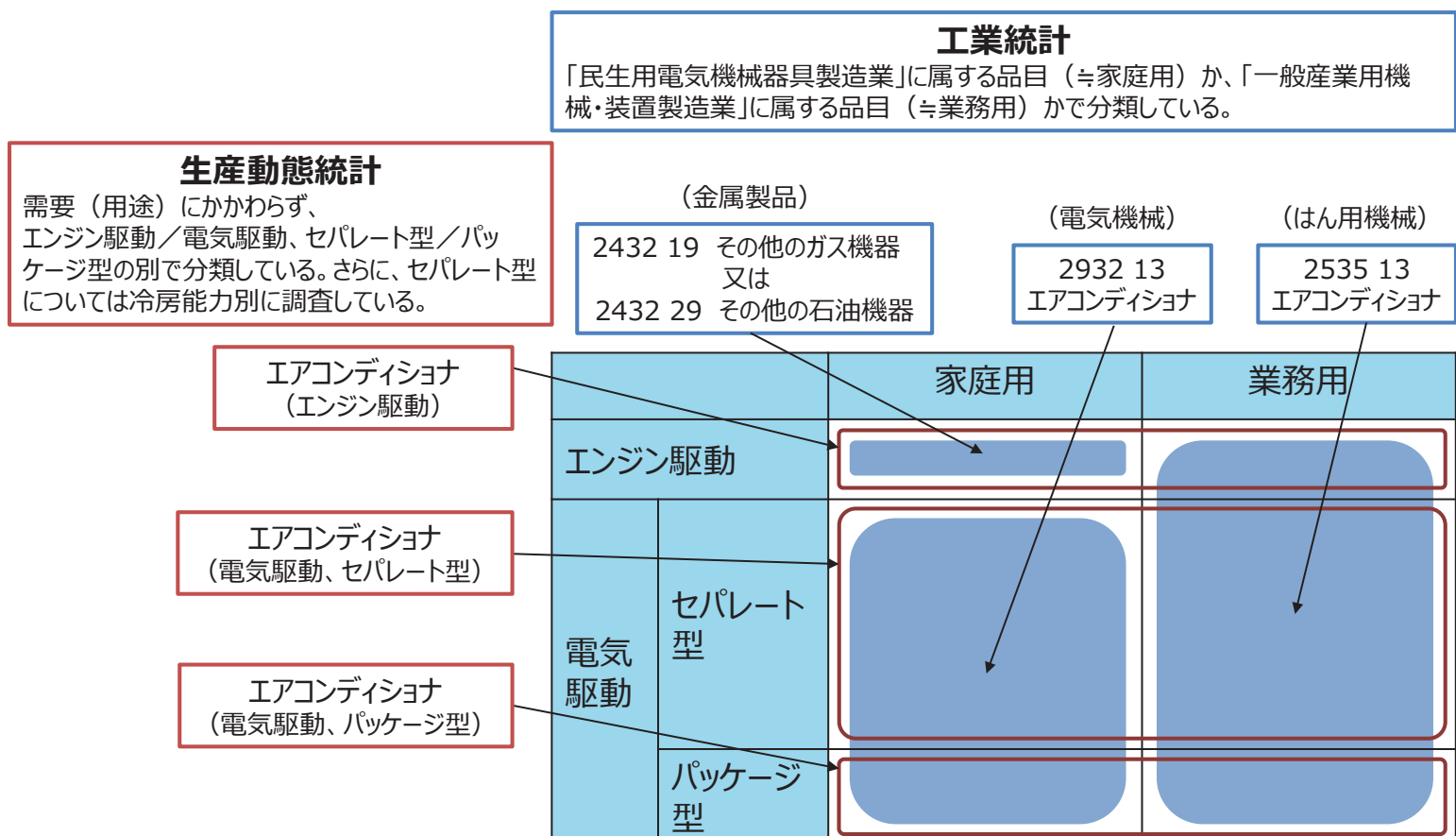
- 工業統計調査は、主業格付け調査であり、製造業に格付けされた事業所が製造している全ての品目を調査している。
- 事業所の産業分類格付けを品目分類に基づく出荷額の多寡（定量的基準）によって行うため、工業統計における品目分類は、工業統計調査用産業分類（日本標準産業分類とほぼ同様）の産業細分類（4桁分類）に2桁を加えた（6桁分類）ものとなっている。

## 生産動態統計

- 経済産業省生産動態統計調査は、省令で定めた別表に掲げる鉱産物及び工業品の生産・出荷及び在庫の動向を明らかにするための調査であり、品目群ごとのアクティビティで調査票（月報）を作成している。

2

## （参考）生産動態統計と工業統計におけるエアコンの品目分類



## 2. 部分品・取付具・付属品の扱い

- 工業統計では、部分品・付属品等も調査の対象となる。
- 生産動態統計では、完成品のみを調査対象としているので、部分品・取付具・付属品は含まれていない。

### 工業統計

- 静態統計であるため、調査対象事業所における全ての製造品が対象となり、完成した製品以外に部分品・取付具・付属品等が含まれる。

### 生産動態統計

- 動態統計であるため、省令で定めた別表に掲げる商品（完成品）に限って詳細に調査している。（部分品・取付具・付属品は、別品目への代替生産が容易で、安定的な動態調査が困難）



- 工業統計では、部分品・取付具・付属品が含まれている分、把握する金額が大きくなる。

4

## 3. 受入商品の扱い

- 工業統計では、自工場で製造した製品の出荷額を計上している。
- 生産動態統計では、自工場以外から受け入れた分も加えて出荷額を計上している。

### 工業統計

- 事業所に着目した統計であり、品目別の製造品出荷額には、仕入れて又は受け入れてそのまま販売する転売品（卸売・小売収入）は含まれず、事業所全体のその他の収入額で把握している。

### 生産動態統計

- 品目に着目した統計であり、生産は自工場分のみだが、出荷は、自工場での生産に加え、他の事業所（国内外）から受け入れた製品も加えて計上して、供給額を把握している。



- 生産動態統計では、自工場以外からの受入が含まれる分、出荷額が大きくなる。

## 4. 事業所の対象範囲

- 工業統計は、製造業に格付けされる事業所が悉皆で対象になる。
- 生産動態統計は、特定の品目を生産する、従業者規模が一定規模以上の事業所に限定している。

### 工業統計

- 工業統計調査（基準年は、「経済センサス-活動調査」）は、製造業に格付けされた事業所を悉皆で調査している全数調査である（経済センサス実施年以外の中間年は、従業者数4人以上の事業所が対象）。

### 生産動態統計

- 生産動態統計調査は、製造業以外の事業所でも、指定した品目を生産していれば対象になる（アクティビティ調査）ものの、調査票（月報）ごとに省令で定めた別表に掲げる一定規模以上の従業者数を有する事業所を対象とする裾切り調査である。

# 食料品関係品目及び鋼船に係る検証

平成30年10月22日  
統計委員会担当室

1

## I. 改定差上位品目の特徴点（1）：製造業以外における生産が無視できない

- 家計消費支出における第1次年次推計と第2次年次推計の改定差が大きい上位品目（SNA・コモ6桁分類＝「産業連関表」基本分類に相当）には、「清涼飲料水」「そう菜・すし・弁当」「菓子類」「パン類」「肉加工品」「冷凍魚介類」など食料品が多く含まれている。
- このうち、「そう菜・すし・弁当」「菓子類」「パン類」（下図の黄色）については、  
①製造小売など製造業以外による生産が一定の比率（2割程度）を占めている。  
これらの品目では、②「工業統計調査」のみでは、生産活動をフルに捕捉するのは困難である。

2011年の出荷額（生産額）の比較

単位 億円

	基準年推計				製造業比率 (b) / (a)	第2次年次推計	
	産業連関表 合計 (a)	うち 製造業分 (b)	製造小売分	農業経営体分		工業統計 (注) (c)	カバレッジ (c) / (a)
清涼飲料水	25,830	25,830			100.0	19,615	75.9
そう菜・すし・弁当	21,360	16,622	4,594	144	77.8	16,572	77.6
菓子類	30,012	25,096	4,826	90	83.6	29,325	97.7
パン類	15,072	12,596	2,454	22	83.6	12,567	83.4
肉加工品	8,377	7,875		502	94.0	6,924	82.7
冷凍魚介類	10,206	10,206			100.0	8,494	83.2
鋼船	21,417	21,417			100.0	21,701	101.3

(注) 2011年は、経済センサス実施年であるため、「経済センサス-活動調査」の製造業分（品目編）の計数である。

「製造業分」には、「半製品及び仕掛品」を含む。以下、同様。

「鋼船」は防衛装備品を除く。以下、同様。

2

## I. 改定差上位品目の特徴点（2）：生産活動のカバレッジが十分ではない

- 上記の3品目に加え、「清涼飲料水」「肉加工品」「冷凍魚介類」（下図の緑色）についても、生産活動のカバレッジが十分ではない。
  - こうした捕捉漏れが生じる背景としては、以下の可能性が考えられる。
    - 1) 製造業以外からの委託生産のウエイトが高く、その分が「工業統計調査」には計上されていない可能性（「清涼飲料水」）
    - 2) 製造業以外の者による製造が行われているため、工業統計調査と他の調査の対象事業所が異なる可能性（「肉加工品」「冷凍魚介類」）
  - 一部品目では、「工業統計調査」と「経済センサス-活動調査」との間で出荷額（対象事業所数）に段差がある。
- 対象品目では、「鋼船」のみが①製造業の生産シェア、②工業統計調査のカバレッジの双方とも高くなっている。2011年の出荷額（生産額）の比較

単位 億円

	基準年推計				第2次年次推計	
	産業連関表 合計 (a)	うち 製造業分 (b)	製造小売分	農業経営体分	工業統計 (注) (c)	カバレッジ (c) / (a)
				製造業比率 (b) / (a)		
清涼飲料水	25,830	25,830		100.0	19,615	75.9
そう菜・すし・弁当	21,360	16,622	4,594	77.8	16,572	77.6
菓子類	30,012	25,096	4,826	83.6	29,325	97.7
パン類	15,072	12,596	2,454	83.6	12,567	83.4
肉加工品	8,377	7,875		94.0	6,924	82.7
冷凍魚介類	10,206	10,206		100.0	8,494	83.2
鋼船	21,417	21,417		100.0	21,701	101.3

(注) 2011年は、経済センサス実施年であるため、「経済センサス-活動調査」の製造業分（品目編）の計数である。

3

## I. 改定差上位品目の特徴点（3）：各府省の生産動態統計の整備が十分ではない

- 第1次年次推計に利用する「生産動態統計」の整備は十分ではない。対象7品目のうち、政府統計として「生産動態統計」が整備されているのは、「冷凍魚介類」と「鋼船」のみ。他の食料品5品目には、「生産動態統計」は存在しない。
- 「清涼飲料水」「菓子類」「肉加工品」などでは、生産額の把握に業界統計を幅広く利用。ただし、業界統計のカバレッジや生産額の範囲（商業マージンの混入など）などの確認が必要。
- 一方、「そう菜・すし・弁当」「パン類」については、生産動態統計が存在しないうえに、カバレッジが広い業界統計も作成されておらず、生産額の把握は容易ではない。
  - 「食品産業動態調査」における「パン類」の統計は、小麦粉の使用量の統計。生産量の統計ではない。
- また、「各府省の生産動態統計」や「その他の統計」の一部は、生産量のみの統計であり、生産額の把握には、価格データ（「東京都中央卸売市場年報」「企業物価指数」等）を乗じる必要がある。精度面で課題がある可能性。

	各府省の生産動態統計	業界統計	その他の統計
清涼飲料水	なし	「清涼飲料水関係統計」	—
そう菜・すし・弁当	なし	なし	「惣菜白書」
菓子類	なし	「菓子統計」など	—
パン類	なし	なし	農水省委託「食品産業動態調査」
肉加工品	なし	「酒類食品統計年報」	農水省委託「食品産業動態調査」
冷凍魚介類	農水省「水産物流通調査」	「冷凍食品関連統計データ」	—
鋼船	国交省「造船造機統計調査」		—

4



## I. 改定差上位品目の特徴点（４）：SNA・産業連関表の基礎統計はまちまち

- SNA第1次年次推計、第2次年次推計、基準年の産業連関表における基礎統計はまちまちであり、第1次年次推計：「生産動態統計」⇒第2次年次推計：「工業統計調査」⇒産業連関表：「経済センサス-活動調査（製造業分＝工業統計調査に相当）」といった、製造業で標準的である構成となっている品目はない。
- むしろ、第1次年次推計と基準年の産業連関表においては、ほぼ同一の業界統計が利用されている品目（「清涼飲料水」「菓子類」「肉加工品」）や、同一の生産動態統計が利用されている品目（「鋼船」）が多くなっている。
- また、第1次年次推計のうち、「そう菜・すし・弁当」では、利用可能な統計が存在しないほか、「パン類」でも、「パンの生産は小麦粉の使用量に比例する」との前提で推計が行われている。
- 一方、第2次年次推計では、全品目で「工業統計調査」が延長推計に利用されている。

（SNA第1次年次推計・第2次年次推計・基準年の産業連関表の基礎統計）

	SNA・第1次年次推計	SNA・第2次年次推計	基準年・産業連関表（主なもの）
清涼飲料水	清涼飲料水関係統計資料（業界統計）	工業統計調査	清涼飲料水関係統計資料（業界統計）
そう菜・すし・弁当	なし	工業統計調査	経済センサス活動調査（製造業分に製造小売分などを加算）
菓子類	菓子統計	工業統計調査	菓子統計ほか各種業界統計
パン類	食品産業動態調査	工業統計調査	経済センサス活動調査（製造業分に製造小売分などを加算）
肉加工品	食品産業動態調査	工業統計調査	酒類食品統計年報（食品産業動態調査より推計）
冷凍魚介類	食料需給表・冷凍食品に関連する統計データ	工業統計調査	水産物流通調査・冷凍食品に関連する統計データ・東京都中央卸売市場年報
鋼船	造船造機統計調査	工業統計調査	造船造機統計調査

## II. 改定差上位品目の改善に向けた検討の方向性（暫定案）：改定差の要因検証

	第1次年次推計の基礎統計は「工業統計調査」と変動パターンが類似しているか？	第1次年次推計の基礎統計のカバレッジは十分か？	「工業統計調査」の対象か？
清涼飲料水	変動パターンにかい離あり	業界統計のカバレッジは高い。ただし、商業マージンが混入。分類がコモ品目分類と一致しない	製造業以外の者からの委託生産分が対象外
そう菜・すし・弁当	（比較不可能）	（統計が存在しない）	
菓子類	変動パターンにかい離あり	現状は一部の業界統計（菓子統計）のみを利用。カバレッジは不十分	製造小売分が対象外（SNA推計における推計方法の確認が必要）
パン類		基礎統計は生産量ではなく、小麦粉の使用量の統計。	
肉加工品		産業連関表と同一の作成方法であり、カバレッジは比較的高い	畜産業、漁業による生産分は対象外（工業統計調査と経済センサスのかい離検証が必要）
冷凍魚介類		未詳 （産業連関表と同一の作成方法が可能であり、その場合のカバレッジは比較的高い）	
鋼船		造船造機統計の回収率低下により、カバレッジが低下している	カバレッジは高い